

国民健康保険

国民健康保険(国保)は加入者が保険税を出し合い、病気やけがをした時の医療費に充てる相互扶助の制度です。

▼国保に加入する人

職場の健康保険等の加入者、後期高齢者医療制度の加入者、生活保護を受けている人を除きすべての人が国民健康保険に加入します。

▼加入の届出が遅れると

届出日ではなく、加入資格が発生した時点(職場の健康保険の資格喪失日や転入日等)までさかのぼって保険税を納めることになります。

また、保険証交付前の医療費が全額自己負担になる場合があります。

▼脱退の届出が遅れると

他の健康保険等に加入したら、国保の脱退の届出が必要です。

他の保険へ加入後に国保で受診した場合、国保が負担した医療費を返すことになります。

▼こんなときは14日以内に届出を!

	こんなとき	届出に必要なもの
共通	表中のすべての手続き	基本セット ①マイナンバー(※1) ②身分証明書(※2) ③認印
	加入するとき	武豊町に転入した — 他の健康保険をやめた(健康保険の扶養から外れた) 健康保険をやめた証明書 子どもが生まれた — 生活保護を受けなくなった 保護廃止決定通知書
脱退するとき	武豊町から転出する	国民健康保険証
	他の健康保険に加入した(健康保険の扶養になった)	国民健康保険証、職場の健康保険証
	加入者が死亡した	国民健康保険証、会葬礼状、喪主の口座がわかるもの
その他	生活保護を受けるようになった	保護開始決定通知書
	町内で住所、世帯主、氏名が変わった	国民健康保険証
	世帯を分けたり、一緒になった	国民健康保険証
	就学のため町外に住所変更した	国民健康保険証、在学証明書
	保険証をなくした 汚れて使えなくなった	使えなくなった保険証

※1 マイナンバー:世帯主および対象者全員のマイナンバーカードまたは通知カード

※2 身分証明書:届出に来庁される人の本人確認ができるもの(免許証、パスポート等)

▶ 問合せ 役場保険医療課・お近くの年金事務所

国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた制度です。

▼20歳になったら国民年金

20歳以上60歳未満の人は加入が義務付けられています。

20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。



▼老後のためだけではありません

国民年金には老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残った時に受け取ることができます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計が維持されていた遺族(子のある配偶者や子)が受け取ることができます。

▼保険料額 ※毎月の納期限:翌月末日まで

定額保険料	30年度	31年度
1か月あたり	16,340円	16,410円

▼国民年金保険料の納付が難しい

国民年金保険料の納付が経済的に困難なときは、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。未納のままにせず、ご相談ください。

